

法務省矯成第3373号

平成18年5月23日

改正 平成20年5月30日付け法務省矯総第3435号

平成23年5月23日付け法務省矯成第3018号

矯正管区長 殿
矯正施設の長 殿
矯正研修所長 殿（参考送付）

法務省矯正局長 小 貫 芳 信

被収容者等の釈放に関する訓令の運用について（依命通達）

標記について、下記のとおり定め、被収容者の釈放に関する訓令（平成18年法務省矯総訓第3372号大臣訓令。以下「訓令」という。）の施行の日から実施することとしたので、遺漏のないよう配意願います。

なお、昭和26年12月8日付け法務省矯保甲第1578号矯正保護局長通牒「不当拘禁並びに過誤釈放の防止について」、昭和38年7月29日付け法務省矯正甲第679号当職通達「麻薬中毒者等収容者の釈放時の通報の取扱について」、昭和40年9月27日付け法務省矯正甲第945号当職通達「麻薬取締法第58条の5の規定に基づく矯正施設の長の通報について」、平成8年1月5日付け法務省矯医第2号当職通達「精神障害被収容者の取扱いについて」及び平成13年3月22日付け法務省矯保第659号当職通達「刑の執行終了等の場合における検察官及び市区町村長に対する通報について」は、廃止します。

記

1 釈放の事務処理における注意事項（訓令第3条関係）

被収容者等を釈放するに当たっては、次に定める事項に留意すること。

(1) 受刑者の場合

ア 放免暦簿の整理に当たっては、被収容者身分帳簿（以下「身分帳」という。）と確実に照合して処理すること。

イ 釈放予定者繰出しの際、放免暦簿に必要な捺印がない場合には、その原因を明確にすること。

ウ 放免暦簿の完結の整理は、該当日の午前中に行うこと。

エ 過誤防止のため、あらかじめその月の釈放予定者の一覧表を作成し、関係部署において確認するなどの措置を講ずること。

オ 同姓同名の者があるときは、身分帳の表紙に分かりやすくその旨を明示しておくこと。

(2) 被告人の場合

ア 勾留簿の整理は、上記(1)の放免暦簿に準じて行うこと。

イ 勾留期間の満了が差し迫っても、なお勾留更新決定書の送達がないときは、検察庁に問い合わせること。

ウ 釈放指揮書が送達された際は、該当者が当該刑事施設に収容されているか否か確認の上で受領すること。

エ 釈放指揮書を受領した後は、次の順序によって事務処理を行うこと。

(ア) 同姓同名の有無を調査すること。

(イ) 釈放を指揮された本人の身分と釈放指揮書に記載されている釈放事由とが符合するか否かを確認すること。

(ウ) 釈放予定者として連れ出された者と釈放指揮書、身分帳及び写真とを精査照合すること。特に、釈放の際には、本人に対し、本籍、住所、氏名、年齢のほか、身上に関する事項も確認すること。

オ 被告人又は被疑者の釈放に当たっては、あらかじめ検察庁と十分調整及び確認を行うこと。

(3) 受刑者と被告人の身分を併有する者

ア 身分帳表紙(被収容者身分帳簿及び名籍事務関係各帳簿様式(平成13年矯保訓651法務大臣訓令。)以下「身分帳訓令」という。様式第1号の1)上欄に、別個の被告事件審理中、又は刑執行中の旨を明記した小紙を添付し、更に受刑者及び被告人の別に従い、表紙の当該欄にその内容を記載した小紙を添付するなどの方法により、受刑者と被告人の身分を併有していることを明確にすること。

イ 身分帳表紙(身分帳訓令様式第1号の2)に別個の被告事件の勾留更新関係を記載すること。

ウ 放免暦簿及び勾留簿に「〇〇事件につき勾留状発付」又は「〇〇の罪により受刑中」の旨を朱書した小紙を添付し、その事由がなくなったときに取り除くこと。

2 保護に関する事項の調査(訓令第4条関係)

訓令第4条の規定による調査後、平成20年5月29日付け法務省保観第443号刑事局長、矯正局長、保護局長依命通達「更生緊急保護に関する取扱いについて」などに定めるところにより、必要な措置を講ずること。

3 帰住旅費の支給(訓令第5条関係)

帰住旅費の支給基準等については、平成18年5月23日付け法務省矯総第3374号大臣官房会計課長、矯正局長通達「帰住旅費の支給について」に定めるところによること。

4 釈放に伴う通知

(1) 麻薬中毒者等の通報

麻薬及び向精神薬取締法第58条の5の規定により矯正施設の長が行う通報は、別紙様式によること。

(2) 精神障害者の通報等

ア 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条に基づく通報が必要と
思料される場合には、あらかじめ当該被収容者等の帰住地（帰住地がない場
合は当該矯正施設の所在地）の都道府県の担当部署、保護観察所、病院等と
連絡を密にし、必要に応じて、出所又は出院の直前に帰住地最寄りの矯正施
設に移送し、その矯正施設から出所又は出院させる方法を講じるなど、医療
及び保護の便宜を図るよう留意すること。

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条に基づく通報を行う場
合には、同条に定める事項のほか、指定医診察希望日及び希望診察場所も併
せて通知すること。

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条第2号（症状の概要）
の記載事項については、症状の軽重により次のとおりとすること。

（ア）本人を入院させなければ、その精神障害のために自身を傷つけ又は他人
に害を及ぼすおそれがある、精神病院に入院させるか若しくは特別の保
護指導が必要と認められた者については、できる限り症状を詳細に記載し、
入院についての意見を付すること。

（イ）上記（ア）以外の軽症度の者については、病名の記載にとどめ、特に参
考となるべき事項があれば併記すること。

(3) 被害者等に対する受刑者の釈放に関する通知

平成13年1月22日付け法務省刑総第73号刑事局長、矯正局長、保護局
長依命通達「被害者等に対する受刑者の釈放に関する通知について」、平成13
年8月1日付け法務省刑総第940号刑事局長、矯正局長、保護局長依命通達
「被害者等の保護を図るための受刑者の釈放等に関する情報の取扱いについて」
及び平成23年1月27日付け法務省矯成第434号当職依命通達「子どもを
対象とする暴力的性犯罪等に係る受刑者の釈放等に関する情報の警察への提供
について」に定めるところによること。